

建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（案）

に対する意見とこれに対する県の考え方

1 基本方針の内容に関するもの（12件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>積極的に木造化を促進する公共建築物について、「耐火性・耐久性が求められるなど、木造化が困難と判断される次の施設等は除く」とのことだが、基本方針（案）第2「1木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等」で技術開発などによる利用拡大の可能性を言いつつ、特定の施設について最初から木材利用対象外とするのは不適切である。</p> <p>個々の施設に求められる耐火性・耐久性その他条件について木材利用の可否又は可能範囲での木材使用を判断すべき。</p> <p>また、木造化が困難と判断される施設等として、「伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵若しくは展示する施設」が挙げられているが、火災等に対する防災対策防災設備設置の上でより木材利用を推進すべき。</p>	<p>国の定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下、「国基本方針」という。）では、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとしています。</p> <p>本基本方針は、国基本方針に即して定めることとされているため、原案のとおりとします。</p>
2	<p>公共建築物での木材利用について、木造化が困難と判断される次の施設等も木質化を推進するとあるが、「木質化」とは何なのか用語解説に説明がない。記述の再検討を願う。</p>	<p>用語解説には、「内装等の木質化」の項目がありますが、いただいたご意見を踏まえ項目を「木質化」として用語解説に掲載します。</p>
3	<p>「木材の利用の促進の啓発と理解の醸成」を図るとのことだが、現時点で県にその様な意図姿勢を感じない（2022年県民手帳に「木材利用推進の日」、「木材利用推進月間」のいずれの記述もない）。</p>	<p>これまでも各種イベント等を通じ、木材の利用促進の啓発と理解醸成に努めているところですが、いただいたご意見を踏まえ、県民手帳の記載も含め、今後も積極的に周知を図ります。</p>
4	<p>県産木材の利用の促進に向けた推進体制について、「県の推進体制」と「県出先機関における推進体制」で構成員が一部重複する別の組織・推進会議を設置する意味が分からない。1組織とすべきであり、別組織とするのであればその理由を「基本方針（案）」に明示すべき。</p>	<p>「県産木材利用推進会議」は、森林組合連合会等の県域を統括する団体等で構成し、「地域県産木材利用推進会議」は、各支部や市町等で構成するため、構成員に重複はありません。</p> <p>なお、いただいたご意見を踏まえ、「地域県産木材利用推進会議」の構成員は、地域の関係団体であることを明記します。</p>

5	<p>「県産木材利用推進会議」・「地域県産木材利用推進会議」と、「県産木材利用促進チーム」との関係が不明確である。「基本方針(案)」に明示すべき。</p>	<p>前述の「推進会議」では、全ての建築物(公共、民間)について、地域の木材利用関係団体等が情報交換や県産木材の利用促進方策等を協議します。</p> <p>一方、「県産木材利用促進チーム」は、県庁内の担当課が、県が建築する公共建築物について整備状況等を情報交換する場であり、両者に直接的な関係性はありません。</p>
6	<p>基本方針(案)全般に、具体的数値提示・数値目標提示がほぼ全くない。</p> <p>別途資料で以下の内容は明示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内木材使用量直近推移 ・ 県産木材出荷量直近推移 ・ 現行県内木材出荷可能量 ・ (県産) 木材公共施設使用量直近推移 ・ (県産) 木材使用公共建築物等実例 ・ 木質化実施公共建築物等実例 ・ 公共施設への森林バイオマス燃料装置導入状況(導入施設一覧) <p>また、具体的数値から、「県産木材出荷量」の目標を設定すべき。具体的数値目標を設定しないのであれば、その理由を明示願う。</p>	<p>国基本方針では、数値目標等は記載していません。</p> <p>本基本方針は、国基本方針に即して定めることとされているため、原案のとおりとします。</p>
7	<p>当基本方針(案)の実施には市町の協力が必要と考える。市町との協議は「地域県産木材利用推進会議」だけで、ほかに記述が見当たらない。</p> <p>これでは市町計画主体の公共建築物への県産木材使用の推進は疑わしいがいかがか。</p>	<p>今後、各市町においても、基本方針を策定し、主体的に公共建築物等の木材利用を推進することとされており、県としては、地域県産木材利用推進会議等を通じ、市町と連携し県産木材の利用を推進してまいります。</p>
8	<p>少子化の影響から将来的には住宅着工戸数は急激に減少するが、それを補うには非住宅の木造化が不可欠である。</p>	<p>建築物木材利用促進協定制度の活用や先進技術を活用できる人材育成等により、非住宅の木造化を推進してまいります。</p>
9	<p>川上から川下を考える場合、伐採から製材、販売までを一気通貫で手掛ける必要があり、その推進には伐採、製材、乾燥等それぞれを担う者の連携と技術向上が必要。</p>	<p>森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者の連携した取組を促進することとしており、先進技術を活用できる人材育成等必要な支援を行ってまいります。</p>
10	<p>地域材の特徴を生かした、構造材以外への用途開発や商品作りが最重要課題。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、商品開発や新用途利用に向けた取組等を支援してまいります。</p>

11	「用語解説」掲載はありがたい。 掲載語句・説明内容の再度精査をお願いする。「用語解説」掲載語句は、本文中にその旨分かる対応をお願いする。	いただいたご意見を踏まえ、本文中の用語解説掲載語句に※を付します。
12	現在存在する建築物等を資料内に写真掲載するのであればどこの建築物/建物か明示が必要。 各写真・図には通し番号の付記をお願いする。	本基本方針では、記載内容についてイメージしやすいよう例示的に写真、図を掲載しているため、建築物等の具体的な名称の記載、通し番号の付記は行いません。

2 パブリック・コメント等に関するもの (17件)

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	年未年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 11 案件実施 (12/31 時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は期間不足と考える。 又、本文各所に記述不足があると感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長や再実施の予定はありません。
2	当件についてこの時期(年未年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	
3	前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。 パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年未年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須等)をお願いする。 前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	
4	「年未年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年未年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年未年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。 パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年未年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。	

5	「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長や再実施の予定はありません。	
6	「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。		
7	「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。		
8	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に確認の上で対応非実施の理由を明示願う。		
9	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願う。		
10	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集11案件集中では意見提示困難である。改めて期間延長を求める。		
11	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例があるので返答に値しないと考える。)</p>		
12	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う(記事の場合は把握している範囲内でお願います)。		パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(中国新聞12月30日、山口新聞1月6日)により広報に努めました。

13	<p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。</p> <p>新聞にはパブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考える。）</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(中国新聞 12月30日、山口新聞 1月6日)により広報に努めました。</p>
14	<p>意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中(案件詳細は県ホームページ御確認)」と言った記述もない。</p> <p>上記の様なスペースも取らない最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願う。</p>	
15	<p>前述各意見に対する返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、判断明示願う。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分になされたかどうかの判断」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>29件の意見が寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。</p>
16	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります</p>
17	<p>感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っている。もし、文書閲覧可能施設が一か所であれ臨時休業となっているのであれば、募集期間の延長を実施すべきと考える。</p>	<p>本パブリック・コメントの閲覧箇所については閉鎖されておらず、募集期間の延長はしません。</p>